

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

### 「ひとり親世帯臨時特別給付金」(仮称)について

ひとり親家庭への支援については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、低所得のひとり親世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、本日閣議決定された令和 2 年度第 2 次補正予算案に「ひとり親世帯臨時特別給付金」(仮称)(以下「給付金」という。)を支給するための予算を計上しています(事業費及び事務費(都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)分)いずれも全額国庫負担(補助率 10/10))により計上。)

つきましては、別添のとおり給付金の概要をお示しいたしますので、内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知をよろしくお願いいたします。

なお、給付金に係る資料につきまして、現在検討を進めているところであり、近日中にお示しさせていただく予定としております。その際には、質問票様式を送付させていただき、各自治体の御担当者様からの御質問内容を集約し、適宜 F A Q という形で共有させていただく予定としております。

各都道府県及び市町村におかれては、給付金の趣旨について御理解をいただき、可能な限り速やかな給付金の支給への御協力につきまして何卒よろしくお願いいたします。

# 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

## (1) 支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

## (2) 給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円

## (3) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

## (5) 補正予算案

令和2年度第2次補正予算案 1, 365億円（事業費1,178億円、事務費186億円）※母子家庭等対策総合支援事業

## (6) スケジュール

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

①の対象者には可能な限り8月までに支給（申請不要）。②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）。

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

年1回の定例の対面による現況確認時（8月）等にあわせて、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認した上で9月以降に支給。